

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

菊川市長 長谷川 寛彦

市町村名 (市町村コード)	菊川市 (22224)
地域名 (地域内農業集落名)	小笠東 (牧之原下、布引原、丹野、古谷、川東、川中、川西、赤土上、赤土下、棚草、猿渡、目木・山東)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年2月13日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。  
 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

<ul style="list-style-type: none"> <li>・後継者不足、担い手の高齢化が深刻化している。</li> <li>・今後の地域農業を支える安定した農業の担い手が不足している。</li> <li>・茶価が低迷し、非常に厳しい状況が続いている。</li> <li>・安定した収入を確保するうえで、後継者の育成を考えなくてはならない。</li> <li>・川西地区(水田)は、地域の話し合いを進め、地域の担い手への集積・集約、基盤整備事業の活用を進めている。</li> <li>・立地条件等採算の悪いところは、良いところにしていき改善を図る必要がある。</li> <li>・機械化が進む大きなほ場は借り手がいるが、機械の入りにくいほ場や区画の小さなほ場は借り手がいなくなってきた。</li> <li>・荒廃農地の増加が著しい。山を開拓した地域などが茶畑や耕作条件の良くない畑。道草管理も難しく、農道へ影響がある。</li> <li>・茶の防除の時期の調整が大変。</li> <li>・赤土地内の水田は区画が小さく水利状況の悪いところがある。</li> <li>・茶、米以外にも、地域に適した作物への転換、採算の取れる儲かる農業を考える必要がある。</li> </ul>
--

(2) 地域における農業の将来の在り方

<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人化や地域外の若い担い手の確保</li> <li>・ロス野菜や残渣の堆肥化</li> <li>・地産地消(国産国消)が行える食堂や農家レストラン。</li> <li>・収穫に来てもらって、それを購入してもらえらる仕組みと場所</li> <li>・1畝、2畝程度の圃場を家庭菜園として貸し出す体制。また、そこで作った作物を売る場所。</li> <li>・オリーブのブランド化</li> <li>・水力発電</li> <li>・儲かる農業として確立する</li> <li>・農地管理を無人化で行える。</li> <li>・農業機械のリース</li> <li>・農産物価格の安定</li> </ul>
--

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	487 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	357 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域内農用地区域内農地(青地)
---------------------

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

<p>(1) 農用地の集積、集約化の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小笠東地区の耕作可能な水田の利用については、中心経営体である認定農業法人や認定農業者が中心となって担っていく。そのほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することで対応していく。</li> <li>・小笠東地区の耕作可能な茶園利用については、平地等の茶畑(内谷・口原・中原・奥原・川上など)は、現状の中心経営体である認定農業者が中心となって担っていく。そのほか、山間の開墾地など、現状の中心経営体の少ない地域(奥八ヶ谷、平六田など)を中心に、入作を希望する農業者の受入れを促進することで対応していく。</li> <li>・川西地区の水田利用は、地域内農業者が中心となって担っていく。現状耕作者の高齢化に合わせて、地域外の認定農業法人及び認定農業者への移行を進める他、認定新規就農者の受入れを促進することで対応していく。</li> <li>・棚草地区の農地利用は、現在営農をしている経営体を中心となって担っていく。現状耕作者や経営体の高齢化に対応するため、新たな経営体の育成を進めるほか、地域外の認定農業法人や認定新規就農者の受入れを促進することで対応していく。</li> <li>・集積・集約しやすいように規模の大きな圃場にしていきたい。</li> </ul>
<p>(2) 農地中間管理機構の活用方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経営の拡大を図る中心経営体及び入作を希望する認定農業者や認定新規就農者に対しては、農地中間管理事業を活用して、担い手への農地の集積、集約を促す。</li> <li>・関係機関が連携し、農地中間管理事業の促進を図るため、機構に対し情報提供と事業の協力をを行う。</li> <li>・中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地中間管理機構の機能を活用し、新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、中心経営体への貸付を進めていく。</li> <li>・大規模農家の参入には活用が必要であるため、地権者の理解が得られるよう取り組んでいく。</li> <li>・現状の耕作者が突然辞めることになった時にすぐ対応出来るように事前情報の共有などに取り組んでいく。</li> </ul>
<p>(3) 基盤整備事業への取組方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、川西地域において、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備に取り組む。棚草地域でも農地の大区画化・汎用化等の基盤整備に取り組む。</li> </ul>
<p>(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域内に限らず、外部から若い担い手が参入できるよう、育成や受け入れ体制の整備に取り組んでいく。</li> <li>・地域内に限らず、外部から農業法人が参入できるよう、育成や受け入れ体制の整備に取り組んでいく。</li> <li>・現状耕作者がグループで活動しているものを法人化し、安定的に収入が得られる状態にすることで、後継となる若い担い手を育成していきたい。</li> <li>・地域外からの参入であっても、若い担い手が育つ基盤づくりをしてあげなくてはいけない。</li> </ul>
<p>(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人材派遣会社(交通誘導)などと連携し、繁忙期の人員確保や除草作業へ対応として委託を検討したい。</li> </ul>

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①休耕地の草刈りなどにより、隠れる場所を無くすことで野生鳥獣の誘引を防止するよう地域で取り組んでいく。
- ⑤荒廃茶園を解消しレモン等の果樹を植えていく。
- ⑦棚草地区においては、個人では手が回らなくなっている保全・管理に地域内組織で協力し取り組んでいく。
- ⑧棚草地区においては、農道や用水路の補修・再整備等について、地域内組織で対応を検討していく。